

質 疑 応 答 書

件名 仙台市郡山監視センターほか1施設電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)				
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)				
<p>①入札金額積算内訳書、留意事項(4)及び電力需給契約書(案)第7条、電力需給契約書明細契約単価等について 契約単価について、仮に、入札時点で、電気料金単価の改定が決定している場合、改定日前後で、契約単価を変更させていただくこととなりますが、その内容にて入札は可能でしょうか。加えて、電力需給契約書の明細書に記載する契約単価についても、改定日前後で別単価とさせていただくこととなります。</p>		良い				
<p>②電力需給契約書(案)第5条について 検針に関しては、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち合いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。</p>		良い				
<p>③電力需給契約書(案)第9条について 計器や通信設備等は、一般送配電事業者の所有、分掌となることから、本契約書より、削除できないでしょうか。</p>		良い				
<p>④電力需給契約書(案)第12条4項について 延滞利息率に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。 また、上記変更不可の場合、遅延利息率は、契約締結日における遅延利息率を契約期間(3年)継続する解釈でよろしいでしょうか。</p>		変更出来ません 3年間継続します				
<p>⑤その他 一般送配電事業者で料金改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。</p>		契約書第11条のとおり				

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。